

住基ネットに不参加を！

杉並の会 ニュースレター
第7号 2005年12月6日

連絡先：柏木Tel (3330) 3016 原田(E-mail)tom-h@k7.dion.ne.jp (ホームページ) <http://www.jca.apc.org/s-mix/juuki.html>

住基ネット裁判 杉並区、山田区長を証人申請

杉並区が国と都に対しておこした、住基ネットへの「横浜方式（段階的参加）」による参加を認めることと損害賠償を求める裁判の、第7回の口頭弁論が11月15日行われました。そこで杉並区は、山田区長を証人に申請しました。

昨年8月24日に提訴してから、11月2日、12月21日、3月15日、5月25日、7月20日、9月14日と口頭弁論が行われてきましたが、その大部分はこのような裁判を起こすことが適法か否か、という「入り口」のやりとりに終始しました。

ようやく7月に、「住基ネットに接続できないことで損害を受けている」という杉並区の損害賠償請求に対する国・都側の反論が出され、11月の弁論では「横浜方式」が合法か否かについての、杉並区と国・都側の主張が出されています。

しかしもし証人が採用されなければ、次回1月17日で口頭弁論が終わる可能性があります。その後の判決によっては、現在の住基ネット不参加状態から参加への動きも予想されます。

裁判の結果にかかわらず、住基ネット不参加の継続を！

2002年8月に稼働し3年が経過した住基ネットは、私たちが指摘した問題点が現実になってきています。

住基ネットの目玉サービスのはずの住基カードは、発行枚数の低迷、住基カードの市町村独自利用の行き詰まり、公的個人認証を利用した電子申請の利用者低迷など、住民サービス向上に役立っていないことが明らかになったばかりか、偽造や不正取得事件が発生し犯罪に利用されています。

その一方で、長野県の「侵入実験」やコンピュータ・ウィルス感染による住基ネット送信の一時停止等、セキュリティの問題も顕在化しています。杉並区は「非通知申し出」の際に、長野県の実験を調査検討した結果によっては「段階的参加」方針を見直すこともある、と広報していましたが、その後、検討結果は公表されていません。

住基ネットは、市町村の管理する住民情報を背番号（住民票コード）を付けて国等に提供し情報共有するシステムですが、その利用事務は自治体への確認もとらないままなし崩しに拡大しています。「国民総背番号」になるおそれのある住基ネットは基本的人権を侵害すると、今年5月には金沢地裁で「住基ネットは違憲」とする判決も出されました。

このような住基ネットを中止させるため、杉並区など「不参加自治体」の存在は大きな力となります。一昨年10月から11月に行われた「非通知申し出調査」では、杉並区民の約17%、86,563人が住基ネット不参加を希望しました。私たちの住基ネットへの不安・心配は、解消されるどころか、ますます強くなっています。

こんな住基ネットに急いで参加する必要はありません。杉並区の求めた「個人情報保護のための確固とした措置」が実現するまでは、裁判の結果にかかわらず住基ネット不参加を続けるよう、区に求めていきましょう！